

第11回 通常総会 議案書

日時 2018年2月25日（日）16時00分～

場所 そらち炭鉱の記憶マネジメントセンター
岩見沢市1条西4丁目3 ☎0126-24-9901

1. 開会
2. 理事長挨拶
3. 議長・議事録署名人の選任
4. 議案審議
 - 第1号議案 2017年事業活動報告
 - 第2号議案 2017年活動決算報告、監査報告
 - 第3号議案 2018年事業活動計画
 - 第4号議案 2018年活動予算
 - 第5号議案 役員の異動
 - 第6号議案 定款の変更
5. 議長退任
6. 閉会

第1号議案 2017年事業活動報告（2017年01月01日～12月31日）

設立から10周年を迎えた2017年は、空知産炭地域と小樽市・室蘭市を結ぶ「炭鉄港」や、そらち炭鉱の記憶マネジメントセンター（以下「マネジメントセンター」）と夕張市石炭博物館・赤平立坑を結ぶ、広域ネットワークの新たな展開について、2018年に向けた基盤を作る年となりました。以下、各事業ごとに、2017年の活動についてご報告します。

[活動計画に対して：○=達成 △=途上 ×=未了]

■出版事業

×ブックレット・解説資料の刊行：業務が輻輳し、具体的な成果を得ることができませんでした。

■炭鉱遺産事業

○赤平立坑・石炭博物館など主要炭鉱遺産の保全活用に対する積極的な関与：夕張市石炭博物館は、2016年度に模擬坑道の改修を終え、2017年度末までに本館の改修・展示更新を終える予定です。リニューアルオープンする2018年度から当法人が指定管理者として運営を行うべく夕張市当局と交渉を進めてきましたが、12月18日付で指定管理候補者として選定されました（→その後2018年1月16日夕張市議会平成30年第1回臨時会議で議決）。

また、活用計画の策定に関わってきた赤平市の住友赤平立坑は、2018年7月の開業に向けビジターセンターの建設工事が進んでいます。その動きを加速支援すべく、坑口浴場でアートプロジェクトを展開し、9日間の会期で入場者数は約1,000名となりました。赤平立坑を中心に空知北部地域の中核的な活動拠点の確立に向けて、当法人としての関与方法について赤平市当局との協議を行っています。三笠市の住友奔別立坑は、保存活用に向けた気運醸成が進んでいないことから、5月大型連休と夏休み期間中に延べ17日間の敷地公開を行い、1,362名の来訪がありました。

空知総合振興局の事業に協力して炭鉱遺産の現況調査を行い、その成果が取りまとめられ、「炭鉄港」のストーリー策定に大きく貢献しました。

炭鉱遺産のある空間を歩いて巡り学ぶ「ぶらぶらまち歩き」は、理事を中心に過去最大の15コースが設定され延べ285名が参加し、定番行事として定着しました。

- 小樽・室蘭との連携による「炭鉄港」の日本遺産に向けた運動の強化：2010年から展開してきた「炭鉄港」は、地道な継続的展開が奏功して、日本遺産への登録に向けた活動の流れが本格化してきました。

関係自治体議員による「炭鉄港議員連盟」が組織され3地域の相互交流が促進されたほか、空知総合振興局から受託した「炭鉄港ストーリー構築事業」によって炭鉄港の全容を初めて一冊に取りまとめた冊子を作成することができました。

■学術支援事業

- 歴史的経緯を踏まえた鹿児島との交流の強化：2017年も(株)島津興業からの受託調査が継続されたことよって、空知総合振興局主催の炭鉄港関連催事など鹿児島と北海道との歴史的経緯を踏まえた活動を展開することができました。

△基礎的な資料の整備・公開体制の構築：統計・図面・基本図書など空知産炭地域での石炭産業の展開過程を詳しく説明する基礎的な資料について、その整理と公開を進めようとしたのですが、他業務が繁多であったことから準備作業にとどまりました。

■市民団体連携事業

- 管内の機関・団体との連携：活動の様々な局面を通じて管内の機関・団体と良好な関係を築く取り組みは、マネジメントセンターの一連の活動の中で展開しました。

○国内外の関係者・団体へのアピールと受入対応：マネジメントセンターには各地各所から多様な求めが寄せられ、積極的に対応しました。なかでも、明治期を中心とした炭鉱労働者の移住元であった秋田県秋北地区（大館・小坂鉱山）と、新たな関係を構築することができました。

■拠点施設事業

- そらち炭鉱の記憶マネジメントセンターの継続安定的な運営：限られた経営資源の制約の中で、マネジメントセンターの開館を継続し、空知の炭鉱に関するインフォメーションセンターとしての機能を発揮することができました。2017年1～12月の入館者数は4,436名（2016年5,134名）で、安定的に推移しています。

また、次年度の展開に備えて、元赤平市地域おこし協力隊員の大倉加奈さんを採用し、事務局体制の強化を図りました。

一方で反省点として、石蔵での催事や企画展の開催頻度が低下したことが挙げられます。

■ヘリテージツーリズム事業

△研修旅行など受け入れ対応：他社ツアーのガイド受託や各種視察の手配業務は、2017年では延べ22件・参加者741名となりました。次第に件数を伸ばしつつありますが、今後とも一層の拡充を図る必要があります。

■会務

△会員サービスの充実：2月には会員交流会を開催、4月には夕張市石炭博物館の模擬坑道の公開に先立って会員限定の内覧会を開催したりしましたが、なお一層のサービス向上を目指す必要があります。

×広報体制の強化：十分な対応ができませんでした。

- NPO設立10周年記念の行事：11月に講演会、式典・祝賀会を開催し、空知総合振興局長・管内首長7名を含む114名の参加を得て、盛大に開催することができました。

○会員数：[2017年12月末] 総数=322名（昨年末322名）、運営会員=48名（同48名）、一般会員=253名（同256名）、賛助会員=21社団体（同18社）、[動静] 入会=33名（同54名）、退会=33名（同16名）、種別変更=0名（同7名）

第2号議案 2017年度活動決算報告、監査報告

2017年 特定非営利活動に係る事業会計 財産目録

2017年12月31日現在

単位：円

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金	62,189	
普通預金 北洋銀行	1,852,036	
普通預金 空知信用金庫	1,909	
普通預金 北海道労働金庫	5,349	
郵便振替口座	485,683	
現金・預金小計	2,407,166	
売掛金	60,000	
棚卸資産 [販売用書籍]	102,508	
前払費用 [家賃]	300,000	
立替金 [2017/02除雪負担金]	21,600	
流動資産合計		2,891,274
2 固定資産		
什器備品	223,125	
減価償却累計額	△ 223,124	
有形固定資産小計	1	
敷 金	50,000	
投資その他の資産小計	50,000	
固定資産合計		50,001
資産合計		<u>2,941,275</u>
II 負債の部		
1 流動負債		
預り金 [社会保険料]	28,661	
流動負債合計		28,661
2 固定負債		
固定負債合計	0	0
負債合計		<u>28,661</u>
正味財産		<u>2,912,614</u>

2017年 その他事業会計 財産目録

2017年12月31日現在

該当事項なし

2017年 特定非営利活動に係る事業会計 貸借対照表

2017年12月31日現在

単位：円

科 目	金 額	
I 資産の部		
1 流動資産		
現金	62,189	
普通預金 北洋銀行	1,852,036	
普通預金 空知信用金庫	1,909	
普通預金 北海道労働金庫	5,349	
郵便振替口座	485,683	
現金・預金小計	2,407,166	
売掛金	60,000	
棚卸資産 [販売用書籍]	102,508	
前払費用 [家賃]	300,000	
立替金 [2017/02除雪負担金]	21,600	
流動資産合計		2,891,274
2 固定資産		
什器備品	223,125	
減価償却累計額	△ 223,124	
有形固定資産小計	1	
敷 金	50,000	
投資その他の資産小計	50,000	
固定資産合計		50,001
資産合計		<u>2,941,275</u>
II 負債の部		
1 流動負債		
預り金 [社会保険料]	28,661	
流動負債合計		28,661
2 固定負債	0	
固定負債合計		0
負債合計		<u>28,661</u>
III 正味財産の部		
1 前期繰越正味財産		3,393,235
2 当期正味財産増加額		△ 480,621
正味財産合計		<u>2,912,614</u>
負債および正味財産		<u>2,941,275</u>

2017年 その他事業会計 貸借対照表

2017年12月31日現在

該当事項なし

2017年 特定非営利活動に係る事業会計 活動計算書

2017年1月1日～2017年12月31日

単位：円

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
受取会費		2,171,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金		100,386
3. 事業収益		
商品販売	203,841	
書籍販売	124,572	
飲食	144,500	
ガイドツアー	335,000	
受託業務	12,467,200	
その他	586,466	
		13,861,579
4. 助成金		0
5. 補助金		
道空知総合振興局		2,400,000
6. その他収益		
受取利息	38	
雑収益	128,200	
		128,238
経常収益合計		<u>18,661,203</u>
II 経常費用		
1. 事業費		
(1)人件費		
給料手当	3,673,340	
法定福利費	344,453	
	人件費計	4,017,793
(2)その他経費		
売上原価	372,527	
謝金	5,955,685	
通信費	309,274	
光熱用水費	355,947	
旅費交通費	2,332,884	
旅費日当	280,000	
交際費	88,938	
会議費	311,493	
消耗品費	654,520	
図書費	71,301	
印刷費	954,162	
地代家賃	600,000	
保険料	60,592	
委託料	1,196,000	
租税公課	8,136	
諸会費	104,200	
賃借料	589,580	
支払手数料	107,498	
雑費	59,742	
	その他経費計	14,412,479
	事業費合計	18,430,272
2. 管理費		

(1)人件費			
給料手当		300,000	
法定福利費		0	
	人件費計	300,000	
(2)その他経費			
謝金		120,000	
旅費交通費		107,780	
会議費		10,757	
消耗品費		37,800	
印刷費		26,799	
租税公課		216	
	その他経費計	303,352	
	管理費合計		603,352
経常費用合計			19,033,624
	当期正味財産増加額		△ 372,421
	法人税・住民税・事業税	108,200	108,200
	前期繰越正味財産額		3,393,235
	当期正味財産合計		2,912,614

2017年その他事業会計 活動計算書

2017年1月1日～2017年12月31日

該当事項なし

■出版事業

- ブックレット（石炭博物館G B／炭鉱鉄道）、解説資料の刊行

■炭鉱遺産事業

- 赤平立坑など主要炭鉱遺産の保全活用に対する積極的な関与
- 小樽・室蘭との連携による「炭鉄港」の日本遺産に向けた運動の強化

■学術支援事業

- 歴史的経緯を踏まえた鹿児島との交流強化
- 基礎的な史料の整備・公開

■市民団体連携事業

- 管内の機関・団体との連携
- 国内外の関係者・団体への対応

■拠点施設事業

- そらち炭鉱の記憶マネジメントセンターの安定的運営

■ヘリテージツーリズム事業

- 研修旅行など受け入れ対応

■石炭博物館事業

- 指定管理受託と円滑な運営体制の早期確立

■会務

- 会員サービスの充実
- 新たな事務局運営体制の整備

第4号議案 2018年度活動予算

2018年 特定非営利活動に係る事業会計 活動予算書

2018年1月1日～2018年12月31日

科 目	金 額 (円)	主要な細項目 (千円)
I 経常収益		
1. 受取会費	2,200,000	運営500、一般700、賛助1,000
2. 受取寄付金	500,000	
3. 事業収益	29,500,000	販売1,500、受託調査7,000、石博21,000
4. 助成金	0	
5. 補助金	2,000,000	道地域づくり総合助成金2,000
6. 受取利息	500	
7. その他事業からの繰入金	0	
経常収益合計	34,200,500	
II 経常費用		
1. 事業費		
人件費	10,000,000	センター3,000、石博7,000
経費 出版事業	600,000	センター書籍売上原価200、出版原価400
遺産保全活用事業	2,500,000	炭鉄港500、赤平・夕張1,500、その他500
学術支援事業	3,500,000	受託調査売上原価3,000、その他500
市民団体連携事業	700,000	センター飲食物販原価300、市民活動支援400
拠点施設運営事業	1,800,000	光熱用水費など経常経費
ハルゲンツェーリズム事業	200,000	
石炭博物館事業	13,000,000	
事業費小計	32,300,000	
2. 管理費		
人件費	1,300,000	理事長1,000、事務局長手当300
その他経費	410,000	会議110、租税公課300
管理費小計	1,710,000	
経常費用合計	34,010,000	
法人税・住民税・事業税	90,000	
当期正味財産増加額	100,500	
前期繰越正味財産額	2,912,614	
当期正味財産合計	3,013,114	

2018年その他事業会計 収支予算書

2018年1月1日～2018年12月31日

該当事項なし

第5号議案 役員の異動

■理事

三上 秀雄（辞任）

・2018/02/25付 赤平立坑ビジターセンターでの活動展開分担のため

第6号議案 定款の変更

■変更の理由

第7回通常総会（2014/02/22）において定款改正が決議されたが、その後、登記事務を失念していたため、改めて同様の内容で議決の上で登記手続きを行いたい。

新たな事業を開始するのに必要な法令で定める登記事項を担保する（第3条）。

役員の内容を、職務内容に即したものにす（第12条・第13条・第14条・第21条）

■変更の内容

現 行	変更後
第3条（活動の種類および事業） 2 第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)特定非営利活動に係る事業 ①～⑥（記載省略） ⑦前の各号の事業に付帯する事業	第3条（活動の種類および事業） 2 第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1)特定非営利活動に係る事業 ①～⑥（現行どおり） ⑦ <u>旅行業法に基づく旅行業</u> ⑧前の各号の事業に付帯する事業
第12条（役員） 3 理事のうち、副理事長2名以内および <u>常勤理事</u> 若干名をおくことができる。	第12条（役員） 3 理事のうち、副理事長2名以内および <u>常務理事</u> 若干名をおくことができる。
第13条（役員の選任） 2 理事長、副理事長および <u>常勤理事</u> は、理事の互選により定める。	第13条（役員の選任） 2 理事長、副理事長および <u>常務理事</u> は、理事の互選により定める。
第14条（役員の職務） 3 <u>常勤理事</u> は、運営委員会に参加し、この定款の定めおよび運営委員会の議決に基づき業務を執行する。	第14条（役員の職務） 3 <u>常務理事</u> は、運営委員会に参加し、この定款の定めおよび運営委員会の議決に基づき業務を執行する。
第21条（構成） 3 運営委員会は、理事長、副理事長および <u>常勤理事</u> をもって構成し、事務局長も陪席する。	第21条（構成） 3 運営委員会は、理事長、副理事長および <u>常務理事</u> をもって構成し、事務局長も陪席する。

■変更の時期

この定款変更は認証日から施行する。